印南町障害者活躍推進計画（印南町役場）

機関名		印南町役場
任命権者		印南町長
計画期間		令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
印南町役場における障害者雇用に関する課題		印南町役場においては、現在、法定雇用障害者数を満たしている。定着状況も概ね順調と考えているが、障害者である職員の活躍のためには、さらなる体制整備や各種取組が必要である。 本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに取り組んでいくことが重要である。
目標		
① 採用に関する目標		法定雇用障害者数の達成。 （参考）令和６年６月１日時点の実雇用率：2.27％ （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
② 定着に関する目標		不本意な離職者を極力生じさせない。 （評価方法） 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理。
取組内容		
１．障害者の活躍を推進する体制整備		
	(1)組織面	○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○組織内の人的サポート体制（障害者雇用推進者、人事担当）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間において情報を共有する。 ○役割分担及び各種相談先については、人事異動等により変更が生じるため、定期的に更新を行う。
	(2)人材面	○厚生労働省障害者雇用対策課等で開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」や各種障害者雇用等に関する講座・研修会への受講案内を行い、参加を募る。
２．障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出		
		○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、労働局に相談しつつ、障害の程度に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。 ○所属長と人事評価面談を行い、障害者の業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

印南町障害者活躍推進計画（印南町役場）

3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理		
	(1)職務環境	○基礎的環境整備として、エレベーター、多目的トイレ、スロープ等は設置済であるが、障害者の要望を踏まえ、環境整備を検討する。 ○定期的な面談により、必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○なお、措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
	(2)募集・採用	○採用選考に当たり、障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した選考方法や職務の選定を工夫し、積極的な採用に努める。 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入を実施する。
	(3)働き方	○時間単位の年次有給休暇や傷病者休暇又は病気休暇などの各種休暇の利用を促進する。
	(4)その他の人事管理	○必要に応じて随時面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○障害者からの要望を踏まえ、障害特性に配慮した職場介助、通勤への配慮等の措置が可能となるよう財政措置を行う。 ○中途障害者（在職中に疾病・事故等により障害者となった者をいう。）について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備等や通院への配慮、働き方、キャリア形成等の取組を行う。 ○障害特性を踏まえた人事配置を行うことで、障害のある職員の意欲・能力の向上を図る。
4. その他		
		○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。